

令和6年度第2回市町等教育長会議資料

目次

【説明項目】

- 1 学校教育活動等における熱中症事故の防止について 1
- 2 能登半島地震支援にかかる気づき・課題と南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性について 7
- 3 学校問題解決のための相談窓口の設置について 12
- 4 服務規律確保の徹底について 15
- 5 小中学校非常勤報酬支払システムの更新（県総務事務システムへの移行）について 23
- 6 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について 25
- 7 不登校児童生徒への支援について 29
- 8 中学校における部活動の地域連携・地域移行について 32
- 9 初任者研修における研修時間等の変更について 36
- 10 令和6年度「三重の教育談義」の開催について 42

【配布項目】

- 11 令和7年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について 44

1 学校教育活動等における熱中症事故の防止について

1 学校管理下における熱中症対策の確認・徹底について

近年、気候変動等の影響により、熱中症による死亡者数や救急搬送者数が増加傾向となっており、学校管理下（登下校中を含む）における熱中症は、令和5年には全国で3,240件が確認されています。

児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ熱中症事故防止に関して適切に指導等を行うこと等が重要です。

これから気温の上昇により、熱中症がさらに危惧されることから、改めて学校における熱中症対策について確認するとともに、次に記載する視点や文部科学省が作成した「学校における熱中症対策ガイドラインの手引き（令和6年4月追補版）」等を参考にして、熱中症事故防止の徹底に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

（1）熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整える。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるよう整えるとともに、ためらうことなく一次救命措置（AEDの使用等）や救急要請を行うことのできる体制を整備する。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用する。
- ・ 学校管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも留意する。
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数（WBGT）を計測する等をし、熱中症事故の危険度の把握を行う。
- ・ 運動会や遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておく。

（2）各種活動実施に関する判断について

- ・ 暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図る。
- ・ 暑さ指数（WBGT）等に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期す。

(3) 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

- ・ 登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導する。
- ・ 保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図る。

2 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートについて

令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、熱中症特別警戒アラートが発表されるなど、熱中症対策の新たな制度の運用が開始されました。

(1) アラートの概要

①熱中症特別警戒アラート

- ・ 令和6年4月24日から運用開始。都道府県単位で発表。
- ・ 都道府県内の全ての暑さ指数(WBGT)観測地点(三重県内には12ヶ所)で、暑さ指数(WBGT)が35以上と予想される場合に発表。
- ・ 発表時間：前日の14時頃。

②熱中症警戒アラート

- ・ 令和3年4月28日から高温注意情報に代わる警戒情報として運用開始。
- ・ 令和6年4月24日からアラートの発表が法定化。都道府県単位(北海道、九州南部・奄美地方、沖縄地方は細分化)で発表。
- ・ 都道府県内のいずれかの観測地点で、暑さ指数(WBGT)が33以上になると予想される場合に発表。
- ・ 発表時間：前日の17時頃及び当日の5時頃。

(2) アラート発表時の国からの呼びかけ

①熱中症特別警戒アラート発表時の呼びかけ内容

広域的に過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、最大限の警戒を呼びかける。

【呼びかけ内容】

- ・ 普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があり、今一度気を引き締めて熱中症予防行動を徹底する。
- ・ 校長や経営者、イベントの主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底して取れているか確認し、徹底して取れていない場合は、運動、外出、イベント等の中止・延期、変更(リモートワークへの変更を含む)を判断する。

②熱中症警戒アラート発表時の呼びかけ内容

気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるとして、暑さから自分の身を守るよう呼びかける。

【呼びかけ内容】

- ・ 普段以上の熱中症予防行動を実践する。
- ・ 管理者がいる場所やイベント等において、責任者が適切な熱中症対策が取れていることを確認する。

(3) アラート発表に向けた取組

①文部科学省

- ・ 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和3年5月作成）」に熱中症特別警戒アラートの概要等を追加した追補版（令和6年4月作成）を配布して、同アラート発表時の留意事項の周知。
- ・ 熱中症事故防止のための休校は、学校教育法施行規則第63条の「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」の理由に該当することを周知。
- ・ 熱中症特別警戒アラートの発表を環境省から通知を受けた際には、速やかに各都道府県教育委員会に連絡し、適切に対応するように依頼。

②県教育委員会

熱中症特別警戒アラートが発表される状況は、災害対応と同レベルの対応が必要な非常事態として、国からの呼びかけ内容等をふまえ、県立学校に対して次のとおり、対応方針を通知（令和6年6月13日市町等教育委員会に参考送付）

○熱中症特別警戒アラート発表時の対応

- ・ 原則として、休校の対応を取る。（可能な範囲で、オンラインを活用するなどして、学習機会を確保する。）
- ・ 熱中症特別警戒アラート発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- ・ 熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数（WBGT）35以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）35以上となった場合は、アラートが発表された場合の方針に準じて対応を検討する。

○熱中症警戒アラート発表時の対応

- ・ 児童生徒に、普段以上の熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を取るよう呼びかける。

- ・ 校内の空調整備を適切に活用して活動するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。
- ・ 運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、33以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、又は中止・延期を検討する。また、活動中も適宜、暑さ指数（WBGT）を実測し、確認を行う。（運動については、活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、31以上の場合は運動を中止する。）

③市町等教育委員会への依頼事項

熱中症特別警戒アラートが発表される条件（都道府県内全ての暑さ指数（WBGT）観測地点で35以上を予想）を、過去に国内で満たしたことはありませんが、今後、同アラートが発表することとなった場合には、過去に経験のない暑さとなり、危険な状況になることが想定されます。

市町等教育委員会におかれましては、熱中症特別警戒アラートが発表される条件や国から通知されているアラート発表時の留意事項等を確認いただくとともに、県立学校の対応方針等も参考にして、管内小中学校における対応方針を検討し、アラート発表時に向けた備えを進めていただきますよう、お願いいたします。

また、熱中症警戒アラート発表時の対応方針につきましても、あわせて検討を進めていただきますよう、お願いいたします。

【参考資料】

○三重県内の暑さ指数（WBGT）観測地点（12ヶ所）

桑名、四日市、亀山、上野、津、小俣、粥見、鳥羽、南伊勢、紀伊長島、尾鷲、熊野新鹿

○三重県内におけるこれまでの暑さ指数等に関する状況

(1) 暑さ指数（WBGT）35以上の状況

熱中症特別警戒アラート発表の基準となる、暑さ指数（WBGT）35以上について、過去5年間で三重県内の観測所で記録された日は1回（令和4年8月15日に熊野新鹿観測所で記録）。

*三重県内各観測地点の最高指数（2019年～2023年の5年間）

観測地点	暑さ指数	記録年月日	観測地点	暑さ指数	記録年月日
桑名	33.8	2020/8/15	粥見	34.7	2022/8/2
四日市	33.9	2020/8/14	鳥羽	34.3	2022/6/25 2022/8/1
亀山	34.1	2019/7/31	南伊勢	33.3	2022/8/23
上野	32.5	2022/8/1	紀伊長島	33.7	2023/8/22
津	32.5	2023/7/17 2023/8/16	尾鷲	33.5	2020/8/11
小俣	34.2	2020/8/28	熊野新鹿	35.3	2022/8/15

【環境省：熱中症予防情報サイトより】

※全国においても、熱中症特別警戒アラート発表基準（都道府県内全ての観測地点で暑さ指数35以上）に達した状況は過去になし。

2020年8月11日に埼玉県で8ヶ所の観測点全てで33以上となり、そのうち2ヶ所が35以上となったのが、最も近い事例。

(2) 熱中症警戒アラートの発表状況

県内の観測地点のいずれかで暑さ指数33以上が予想される場合に発表

*アラートが発表されるようになった令和3年以降の三重県の発表回数

年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
R3年	0	0	3	14	0	0	17
R4年	0	2	8	13	1	0	24
R5年	0	0	16	15	3	0	34

県立学校では、令和5年8月に通知した次の対応方針等も引き続き遵守

1 暑さ指数（WGBT）に基づいた対応

（1）活動場所の暑さ指数（WGBT）が3.1以上の場合

⇒「運動は中止する」

（2）活動場所の暑さ指数（WGBT）が2.8以上3.1未満の場合

⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する。」

（3）部活動における各種大会への参加

⇒「大会主催者の指示に従う」

2 学校における体制整備

（1）活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数（WGBT）を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。

（2）暑さ指数（WGBT）に応じた、運動や各種行事の指針（判断基準や判断者）等を設定し、「学校の危機マニュアル」等に定めること。

（3）設定した運動や各種行事の指針等に基づき、実施の判断や内容の変更、中止や延期等について、日々、誰が、どのタイミングで決定し、伝達するか等の体制を整備すること（熱中症警戒アラート発表時の対応含む）

2 能登半島地震支援にかかる気づき・課題と南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性について

1 概要

令和6年1月1日16時10分に発生した「能登半島地震」の支援について、三重県教育委員会では令和6年1月10日から三重県のカウンターパートである石川県輪島市に三重県災害時学校支援チーム先遣隊を派遣して、学校の被害状況などの調査を行い、その結果を踏まえ、1月19日から第1次隊を派遣しました。派遣は第14次隊（3月31日まで活動）まで実施し、延べ46名（小学校22名、中学校8名、県立高校5名、県立特別支援学校4名、県教育委員会7名）が輪島市内の学校で活動しました。

輪島市に派遣した三重県災害時学校支援チーム隊員からは、派遣先での活動を通じて、学校における防災対策等に関するさまざまな「気づき」や「課題」を得られたとの声が届いており、これらの「気づき」や「課題」を学校関係者と共有し、南海トラフ地震に向けた学校の防災対策に活かしていくため、整理しましたので、参考にさせていただきますようお願いします。

※なお、以下の項目は6月17日開催の南海トラフ地震対策の強化に向けた市町長と知事との意見交換会において、情報が共有されています。

- (2) 安否確認 ①児童生徒の安否確認の方法
- (3) 避難者対応 ①学校を避難所として利用する際のルールの設定
②教育活動の再開を見据えた学校施設利用方法
③地域のつながりをいかした避難所運営
- (5) 学校再開後の授業の実施 ③学校に避難所が設置されている環境での活動

2 南海トラフ地震対策強化に向けた検討項目

(1) 非常参集

①職員が参集できないことを想定した体制

○気づき、課題

輪島市教育委員会では、発災直後、道路の寸断や職員自身の被災により、職員のほとんどが参集できず、教育長をはじめ少人数の職員で初動対応を行わざるをえなかった。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

各職員が、非常参集時の参集手段や参集ルートをあらかじめ想定しておくなど、平時から備えておくべき事項を整理し、各自検討する。

参集できた職員の数に関わらず、事務局の初動対応を確実に実施できる体制を整える。

②自宅近くの学校に参集して対応する体制

○気づき、課題

勤務校に参集ができなかったため、自発的に自宅近くの学校に参集した教職員が多くいた。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

道路状況等により勤務校に参集できない場合は、自宅近隣の学校に参集できることとするなど、教職員の参集場所を柔軟にできるよう検討する。

(2) 安否確認

①児童生徒の安否確認の方法

○気づき、課題

平時に保護者との連絡用で使用している連絡アプリにより、児童生徒の安否確認ができた。一方、非常時の連絡アプリの有効性が確認できたものの、連絡アプリに返信がない保護者については、通信手段がままならず、教員が家庭訪問により安否確認を行うこととなった。なお、家庭訪問にあたっては、道路の陥没や家屋倒壊のリスクがあり、教員一人での家庭訪問は危険な状況であった。

また、児童生徒の自宅が被災した場合、身を寄せている避難所が把握できず、安否確認に時間を要した。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

非常時の保護者との連絡手段について、まずは連絡アプリを利用すること。また、連絡アプリが使用できない状況を想定した対応方法を定め、平時から保護者と共有する。

また、災害時の家庭訪問に関するルールや実施方法を検討するとともに、児童生徒が避難所に避難した場合の情報の伝達について、平時から保護者と共有する。

(3) 避難者対応

①学校を避難所として利用する際のルールの設定

○気づき、課題

輪島市では大規模災害時の一次避難場所である市の施設（体育館等）に多くの住民が避難する想定であったが、「学校は安全安心」「自宅から近い」という認識が住民にあり、想定以上の住民が学校に避難した。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

災害時には事前に指定避難所に指定されていない学校にも、避難してくる住民がいることを想定して、事前の準備を検討する。

②教育活動の再開を見据えた学校施設利用方法

○気づき、課題

避難者の居住スペースや避難所運営の場所を決めていなかった学校では、教室や会議室等を避難者の都合で利用しているケースがあった。

そのため、教育活動に必要な教室確保に向けた避難者との調整に時間を要し、学校再開の支障となった。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

避難者の居住スペースや避難所運営に必要な場所など、学校が避難所となった際の施設の利用方法についてあらかじめ定めておく。

また、避難した住民が施設を適切に利用できるよう、居住場所などの施設の利用方法をわかりやすくするなど工夫する。

③地域のつながりをいかした避難所運営

○気づき、課題

発災当初、輪島市では、市職員や学校教職員の大半が避難所運営に従事する状況となり、市災害対策本部の活動や学校再開に支障をきたした。

一方で、住民が避難所の居住スペースを自治会の単位で区割りするなど、平時から地域と避難所運営の仕組みを作っていた地区では、発災当初から住民による主体的な運営を行っている好事例もあった。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

地域を中心とした主体による避難所運営が行えるよう、平時から行政（防災担当）や地域と協議を行い、避難所設営や運営訓練などを検討、実施する。

（避難訓練、保護者への引渡訓練に加えて、避難所開設、運営訓練の実施）

児童生徒には、学校が避難所となる場合があることを周知し、その際には、自分たちがどのような役割を担えるかを考える機会を設ける。

（４）学校再開に向けた対応

①備品等の転倒対策の実施

○気づき、課題

地震により多くの学校の校舎が損壊し、校舎に被害がない場合でも、校舎内のロッカーや本棚等の備品の多くが転倒した。今回の地震は校舎内に児童生徒がいなかったため、備品転倒による怪我はなかったが、在校時に発生していたら甚大が被害となっていた。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

児童生徒や教職員の生命を守るため、校舎の耐震化を進めているが、併せて、校舎内の安全を確保するため、ロッカーや書庫等重量物が倒れないように、転倒対策を強化する。

②被災した児童生徒に関する事務対応

○気づき、課題

学校再開に向けた取組を進める中で、教科書や事務用品の不足数など、さまざまな調査や問い合わせが殺到した。また、児童生徒が転校を希望する場合の手続き、教職員からの医療費や手当の相談など、学校事務の業務が増加した。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

平時に学校事務の共同実施を行っている地域もあるが、災害時を見据えて、例えば、各校に共通する事務作業は、担当する学校を決めて共同で事務処理を行うことなどを検討する。

(5) 学校再開後の授業の実施

①複数の学校による合同授業の実施

○気づき、課題

学校が避難所となったことにより、複数の学校の児童生徒を集めて、合同で授業を実施する対応を行ったが、地震前の授業の進捗が異なることや、いつもと違う先生の授業、他校の児童生徒の存在に戸惑いや不安をみせる児童生徒がいた。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

災害時には、複数の学校が合同で授業を再開する可能性があることも想定し、その場合の授業実施体制などを検討する。

②ICTを活用した授業実施

○気づき、課題

学校再開後も、県外に避難していたり、保護者が送迎できないなどの理由で、登校できない児童生徒がおり、対面とオンラインを併用して授業を行った。オンライン授業は有効であったが、併用の授業を行う教職員の負担は大きかった。また、デジタル教科書の準備やオンラインに不慣れな教員も多く、授業準備が滞る場面もあった。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

デジタルセキュリティ、オンライン授業の方法やデータ共有など、教職員のオンライン授業に関するスキルを高める。

③学校に避難所が設置されている環境での活動

○気づき、課題

体育館や教室が避難所として利用されていたり、運動場を被災地支援活動の拠点として利用していたため、児童生徒は校内で自由に移動できなかつたり、休み時間に運動場で遊べなかつたりするなど、活動に制限があった。また、体育授業の実施場所の確保にも苦慮した。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

学校に避難所が設置されている環境下でも、児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう検討するとともに、運動場や体育館が使用できない場合における体育授業の実施方法についても検討する。

(6) 学校再開後の心のケア

①児童生徒の心のケア

○気づき、課題

地震により、児童生徒はさまざまな不安な気持ちを抱えて過ごしていた。平時から支援・サポートが必要な児童生徒は、対応がより必要な状況となったが、その対応ができる教職員を確保できなかった。

避難場所から学校に通う児童生徒もおり、気分転換できる居場所の確保の必要性を感じた。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

平時から支援・サポートが必要な児童生徒への災害時の対応を検討する。心のケアに関するアンケートを実施する際には、プライバシーに十分配慮する。

被災した児童生徒の心の負担軽減や回復を目的として、遊びの機会や学習支援をしているNPOとの連携、支援を検討する。

②教職員の心のケア

○気づき、課題

教職員も被災者であるが、『地域のため』『子どものため』という使命感が強く、心理的な負担があっても我慢をして、業務にあたっている。

○南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性

災害時の教職員のこころのケアなどを検討する。

3. 今後の取組

- 令和6年学校防災リーダー研修（7～8月に県内4ヶ所で開催）において、輪島市に派遣した三重県災害時学校支援チーム隊員が、活動の様子や現地での気づき等を報告する。
- 能登半島地震支援に関する三重県災害時学校支援チームの活動内容等を整理した報告書を作成し、学校関係者等に配付する。

3 学校問題解決のための相談窓口の設置について

1 窓口設置の目的

社会環境が多様化、複雑化する中で、教育現場においても、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が年々増加しています。一方で、現場を担う教員が、多様な業務の中でそうした事案に対応しなければならない状況は、長時間労働につながり、教員志望者が減少する要因の一つにもなっています。

そこで、学校だけでは解決が難しい事案について、学校・教員の負担を軽減するとともに適切な解決を図るため、保護者や地域の方、学校等から直接相談を受け付ける窓口を教育委員会事務局に設置し、学校管理職経験者を学校問題解決支援員として配置しました。

2 内容

別紙のとおり

学校・教員の負担軽減を目指して設置した窓口です。ぜひご活用ください。

〔参考〕相談の状況（6月18日現在）

相談件数

電話	メール	対面	計
14	9	0	23

相談者

学校・市町教委	保護者	地域住民	教員個人	児童・生徒
0	8	7	7	1

※のべ数

相談内容

学校・教職員への苦情	いじめ	不登校	体罰	学校事故	その他
15	4	1	0	0	4

※複合的な内容があるため、合計件数は相談件数の合計と一致しない。

校種

小学校	中学校	県立学校	全般
8	3	8	4

教委第01-19号
令和6年6月4日

各市町等教育委員会教育長 様

三重県教育委員会教育長

学校問題解決のための相談窓口の設置について（周知）

平素は、県教育行政の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

このたび、県教育委員会では、文部科学省が実施する「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」（別添参照）を受託し、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案について、保護者や地域の方、学校、市町教育委員会等から直接相談を受け付ける窓口を下記のとおり設置し、学校問題解決支援員を配置しました。

つきましては、該当の事案がありましたら、窓口の活用をご検討いただければ幸いです。また、貴所管の各小中学校長への周知をお願いいたします。

記

1 相談窓口

三重県教育委員会事務局 教育総務課内

窓口専用電話：059-224-2806

E-mail：koyoiku@pref.mie.lg.jp

2 学校問題解決支援員による支援の内容

- ・学校管理職経験者である学校問題解決支援員が相談を受け、自らの経験・知見を活かして解決に向けた助言を行います。
- ・学校問題解決支援員単独での解決が難しいと判断した場合は、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師など適切な専門家の力を借りて助言を行います。
- ・必要に応じて、学校に専門家を派遣し、学校が専門的知見に基づく助言を受けられるよう支援します。（専門家への相談、派遣に係る経費は県が負担します。）
- ・巡回相談会や、教職員等を対象とした研修会を開催し、問題解決に係る知見を共有・蓄積します。

3 その他

当該相談窓口は、モデル事業の仕様上、公立小中学校の保護者等からの相談も直接受け付けることになっています。県教育委員会が直接受け付けた小中学校に関する事案については、市町教育委員会へ情報共有し、問題解決に向けて連携を図っていきますので、よろしくをお願いいたします。

〔事務担当〕

三重県教育委員会事務局 教育総務課 澤村、田中

電話：059-224-3173 FAX：059-224-2319

E-mail：koyoiku@pref.mie.lg.jp

行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業

令和6年度予算額 (案)

1億円

(新規)

文部科学省

背景・課題

- 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職OB等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- 分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。

学校問題解決支援コーディネーター (仮称) を中心に、様々な専門家も参画する体制を整備。
学校のみによる対応としない、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。

事業内容

①市市区町村における学校・保護者等間の問題解決支援体制の構築

- 市市区町村教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター (仮称) を配置**。学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取し、専門家の意見も聞きながら、**事実ごとに解決策を整理・提示する。**
- **適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。**

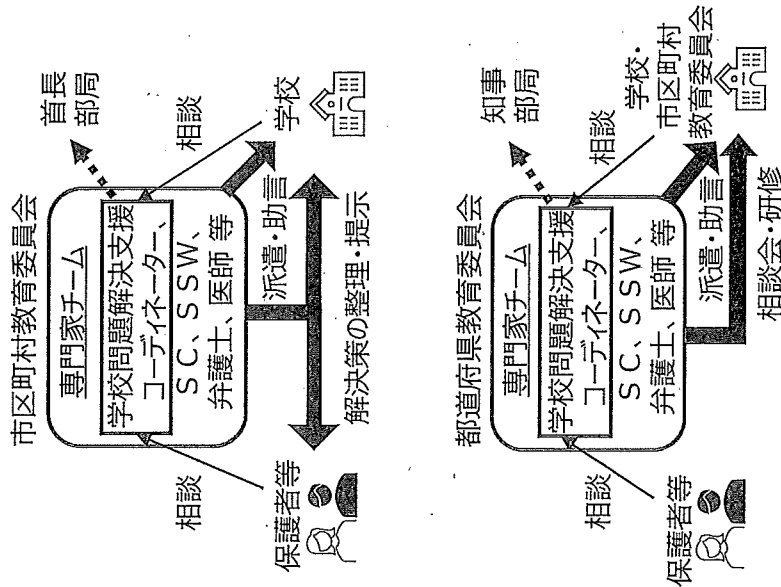
<委託先> 市市区町村 <件数・単価> 17団体×約400万円 (単年)

②都道府県における広域的な学校への支援体制の構築

- 都道府県教育委員会等に、**学校管理職OB等による学校問題解決支援コーディネーター (仮称) を配置**。域内市市区町村の学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、適切な専門家を**学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。**
- 学校問題解決支援コーディネーター等が市市区町村教育委員会や学校を訪問する**アウトリーチ型の巡回相談会**や、指導主事や教職員等を対象とした**研修会の定期的な開催等**を通じ、対応に係る**知見を共有・蓄積**するとともに、**各市市区町村関係者のネットワーク構築**を図る。

<委託先> 都道府県 <件数・単価> 6団体×約500万円 (単年)

※教育委員会に委託した場合のイメージ図



(担当：初等中等教育局初等中等教育企画課)

4 服務規律確保の徹底について

1 不祥事根絶の取組状況

県教育委員会では、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を全力で進めているところです。

しかしながら、今年度、懲戒処分とした事案が3件（うち小中学校2件）発生し、懲戒処分には至らなかったものの、公立中学校において、自家用車に保管していた部活動費が盗まれる事案も生じました。

こうした不適切な事案により、児童生徒、保護者、地域の信頼を失うことは決して許されないことであり、教職員一人ひとりが自分事として捉えられるよう、粘り強く取り組んでいく必要があります。

<今年度の懲戒処分事案・公立小中学校>

わいせつな言辞等の性的な言動	免職1件
交通事故	減給1件

2 県教育委員会の取組

(1) 三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会の開催

関係課長で構成するコンプライアンス推進委員会を5月に開催し、直近の事例共有や本年度の取組方針の決定を行いました。今後とも、校内研修等で活用する研修題材の作成や個別課題の検討を行うなど、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策を講じていきます。

(2) わいせつ行為等の根絶に向けた取組

- ・「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置・運用
教育職員等による児童生徒への性暴力等が行われた場合、早期発見・対応できるよう、相談等を受け付けています。

・「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、公立中学校の生徒を対象にアンケート調査を2学期に実施します。本調査を通じて、教職員等によるわいせつ行為の被害を把握するとともに、教職員が回答内容をふまえ、生徒に対する自らの言動を振り返る機会とすることで、児童生徒への性暴力等の根絶に取り組めます。

(3) 交通事故の防止に向けた取組

横断歩道付近における事故が多いことから、三重県警察が作成した横断歩行者の交通事故ゼロをめざす「ACTION38 キャンペーン」のリーフレットを活用し、横断歩道上における歩行者優先の徹底について周知しました。全ての教職員が自らの運転を一つひとつ点検し、安全運転の徹底を図っていく必要があります。

(4) 各種研修の実施

初任者研修及び年次別研修、新任管理職及び主幹教諭等研修において、法令遵守や服務規律の確保の徹底をテーマにした研修を行うとともに、年次別研修では、受講者自身が5年前に書いたレポートを振り返り、改めて教員としてのあり方を見直す機会を設けるなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。

3 市町等教育委員会の取組

不祥事根絶の取組は、一過性のものでなく、年間を通じて定期的かつ継続的に取り組まなければなりません。

市町等教育委員会にあっては、不祥事根絶に向けた県教育委員会の取組を参考に、講義形式の研修のみならず、校長のリーダーシップのもと、ミドルリーダーが中心となりコンプライアンス・ミーティングを行うほか、少人数グループで、全ての教職員がより自分事として捉えることができるよう話し合う機会をもつなど、管理職が率先してコミュニケーションを活性化し、風通しのよい職場づくりを各学校において進めていただくようお願いします。

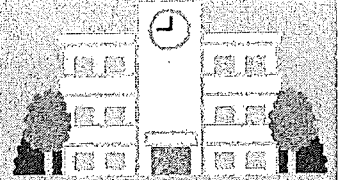
夏季休業を迎えるにあたり、各市町等教育委員会に「教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）」を6月28日付けで発出しました。「わいせつ行為等の根絶」をはじめ、「体罰等の禁止」「飲酒運転の根絶と交通事故の防止」「個人情報及び公文書等の管理の徹底」「部活動等の指導における安全確保」「時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理」「教育活動中の飲酒等の禁止」「公金等の適切な管理」などについて、その趣旨の周知徹底を図っていただくようお願いします。

4 教育公務員による人権侵害事案への取組

県内に勤務する教育公務員による不動産売買契約による差別事案が発生したことを受け、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、令和6年2月29日に知事名の説示が実施されました。

条例では、何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない旨を規定し、さらに教育公務員は、条例の基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものと規定しています。このような中、教育公務員が差別行為に及んだことは、たとえ私的な行為であっても決して許されないことであり、全ての教職員が、この条例の目的を達成するため、部落差別をはじめとする差別の解消に向けた取組を推進します。

中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方



※中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会

「今後の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための業務整備に関する総合的な研究について（審議のまとめ）（令和6年5月）

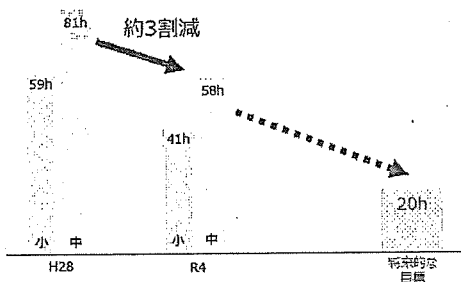
教職の魅力を上向きさせ、子供たちの教育のために優れた教師を確保します。

- ①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進します。

業務負担と長時間勤務を減らします

①学校における働き方改革を一層進めます

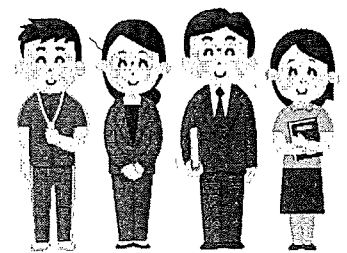
<教師の1月当たりの平均時間外在校等時間>
(H28、R4については勤務実態調査に基づく推計値)



- 学校・教師が担う業務の適正化や、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
- 学校における働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築
- 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実（勤務間インターバルの推進等）
- 学校だけでは解決が難しい事案に対応するためのスクールロイヤー等の体制構築

②教職員定数の改善等により指導・運営体制を充実させます

- 若手教師への支援や専科指導のための小学校中学年の教科担任制の推進
- 不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師の配置充実
- 学校内外との連携や若手教師へのサポートのため「新たな職」の創設
- 支援スタッフのさらなる配置充実、次世代型「チーム学校」の実現
- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成



③専門職にふさわしい処遇を実現します

- 高度専門職である教師の職務の重要性を踏まえた、教師の大幅な処遇改善（教職調整額の率を10%以上に等）

諸外国でも...

教師の職務の特殊性等を踏まえ、時間外勤務手当の支給に関する規定の適用外とする国が多い。
(イギリス、ニュージーランド、ワシントン州等)

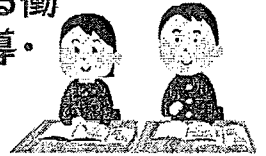
時間外勤務を時間により測定し、それに対して追加的な給与を支給する仕組みは必ずしも一般的ではありません。

Q1

教職調整額を引き上げるだけでは働き方改革は進まないのではないですか？

A1

- 教職調整額の引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものです。
- 先生方の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を合わせて進めることとしています。



Q2

給特法を廃止しないと長時間勤務の実態は変わらないのではないですか？

A2

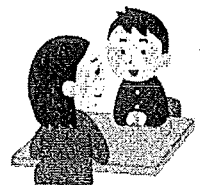
- 給特法は、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならないという教師の職務の性質に照らし、逐一、管理職の職務命令によるのではなく、教師の専門職としての自律性を尊重する働き方の仕組みです。
- 給特法では、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時には「超勤4項目」に限定して時間外勤務を命じることができるという仕組みになっており、教員の健康を守り、時間外勤務を抑制することを目的とした法制度になっています。

Q3

教師の処遇改善よりも、先生の数を増やすことの方が大事なのではないですか？

A3

- 「審議のまとめ」では、教師の処遇改善だけでなく、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実が必要と提言されています。
- 時間外在校等時間が長くなる要因である「持ち授業時数」の軽減や、在校等時間が長く、休職率の高い「若手教師」への支援、不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師などの教職員の定数改善を進めます。



社会全体で学校や教師を支え、教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指します。

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

↑ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**

新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

→ 不登校 → いじめ重大事態 → 特別支援教育 → 児童虐待 → 外国人児童生徒 → 子供の貧困 → ヤングケアラー → 家庭・地域の状況も大きく変化 など

↑ **課題が複雑化・困難化する中で、結果として、学校や教師の負担が増大してきた実態**

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分制」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- 教職員定数の改善や**支援スタッフの配置拡充** など

● **時間外在校等時間の減少**

● 有給休暇の取得日数の増加 など

(平成28年度)

小学校	約59時間
中学校	約81時間

(令和4年度)

小学校	約41時間
中学校	約58時間

<教師の時間外在校等時間の推移>
 (教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

課題

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足も憂慮すべき状況**
- **教師のメンタルヘルス対策も喫緊の課題**

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養が求められる学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられるようにしていくことが必要**
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成が必要**

↑ **研修や学びが時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、生き活きと子供たちと接することができる環境の整備が必要**

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性を高め、高い専門性を発揮**できるようにするとともに、**知識・技能等を学び続けられる環境の整備**
- 新たな学びの実現に向けて、教師の**資質能力の向上**や**多様な人材の教育界内外からの確保**により、**質の高い教職員集団を実現**
- **若手教師や教職志望の学生を引きつけるため、抜本的に教職の魅力を上**

↑ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

第4章 **一体的・総合的に推進することが必要**

学校の

指導・運営体制の充実

教師の処遇改善

第5章

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。

↑ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。 ※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。

- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

※ 学校・教師が担う業務に係る3分類

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。

- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じて働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討

・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。

- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じて働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力の向上が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の變形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することも重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要がある。

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充ててことを想定し、いわゆる「乗ずる数」(*)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ）

(*) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。
- <若手教師への支援>
 - 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
 - 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要がある。
 - 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をさめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、学びの多様な化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。
- 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- 35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、中学校を望ましい教育環境や指導体制の構築が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設が必要。
- 副校長・教頭の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフの更なる配置充実と、次世代型「チーム学校」の実現が必要。
- 教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進、副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実が必要。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実や効果的な活用の推進、部活動指導員の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、社会人の学校への参入促進等により多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用や、特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、参入しやすい許容的な免許制度の検討等が必要。
- 民間企業等の従業員が任期付職員として学校現場で勤務することも想定。国は制度の周知・活用促進を図るべき。
- 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
 - 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
 - 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - 教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目的の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - どのような業務をどのようどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大い。
 - 教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- = 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。

↑ 教師の職務等の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。

↑ 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。

- PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大いこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要がある。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

5 小中学校非常勤報酬支払システムの更新（県総務事務システムへの移行）について

1 現行の小中学校非常勤報酬支払システムについて

小中学校の会計年度任用職員の報酬支払については、平成17年度開発の「非常勤講師等・スクールカウンセラー報酬支払いシステム」（以下、「現行システム」という。）を使用しています。

現行システムは、設計から長期間が経過し、入力項目の修正や給与制度改正などへの対応ができない状況にあり、システムの再構築や新規開発等が必要となっています。

【現行システムの対象者】

県費負担会計年度任用職員のうち下記の職種

非常勤講師、非常勤養護助教諭、非常勤学校栄養職員、非常勤事務職員、学校業務支援員、非常勤職員（事務引継）、スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、学習指導員、生活相談員

2 現行システムの更新（県総務事務システムへの移行）について

このような状況のなか、県教育委員会としては、費用対効果や職員の利便性向上などの観点をふまえ、県立学校も含めた県の会計年度任用職員が利用している県総務事務システムに移行したいと考えています。

移行時期については、令和7年1月支給分（令和6年12月勤務実績分）からの運用とします。

なお、県総務事務システムへ移行した場合、以下のことができるようになります。

- ・複数の会計年度任用職員を兼務している場合でも、源泉徴収票は1枚にまとめられる（現行では職ごとに作成）。
- ・所得税の年末調整や住民税の特別徴収が可能となり、確定申告や住民税支払いの手間が減る（一部条件を満たす職員のみ）。

小中学校事務職員にとっても

- ・システム登録した職員について、任用更新時や他職での任用時にデータの流用が可能（再度の新規入力が必要）
 - ・新たな職が設置された場合でも、即時にシステム対応が可能
- といった業務改善が期待されます。

また、現行の事務処理上、該当月の勤務実績については、市町等教育委員会
が確認のうえ、県教育委員会に報告いただくこととなっており、移行後も同様
に確認していただくこととなりますが、Webと県総務事務システムを併用
した確認方法に変更する予定です。

3 今後の予定

8月	入力マニュアルの配布
8月～9月	小中事務職員向け事前説明会 事前基本情報登録
9月	市町等教育委員会向けマニュアルの配布
10月～11月	テストデータ等入力、動作テスト(検証)
12月～	運用開始

6 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について

1 概要

県立みえ四葉ヶ咲中学校		
コース	夜間中学	学びの多様化学校
対象者	学齢期を過ぎた方	学齢期（中学生）の方
教育課程	「夜間中学」として特別に編成された教育課程（年間授業時数 700 時間程度）	「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程（年間授業時数 770 時間程度）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> それぞれのコースにおける異年齢・異学年の交流学习、交流活動を行うほか、2つのコースの生徒が各教科等で交流学习を行うなど協働的な学びを行う機会を設定します。 一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、自由進度学習を取り入れた、個に合わせた授業を受けることができます。 教科横断型、教科統合型の探究的な学習やコミュニケーション能力の向上をめざしたソーシャルスキルトレーニングの授業を行う教科を新設します。 さまざまな体験活動ができるほか、健康・レジリエンス教育等を学ぶことができます。 生徒が、それぞれの事情に合わせて、学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部（15時25分頃～18時45分頃）と夜間部（16時55分頃～20時55分頃）を設置します。 	
生徒への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながりをもつ生徒への配慮として、やさしい日本語による授業や初期日本語指導を受けることができるようにします。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用することで、生徒が適宜相談できるようにします。 生徒と地域の方々がつながる機会を設定し、生徒を温かく見守る環境をつくり、生徒が自分の良さや可能性に気づき成長できるようにします。 	

2 「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の申請について

県立みえ四葉ヶ咲中学校では、学齢期の不登校生徒（中学生）の就学先の選択肢を広げるため「学びの多様化学校」の指定を受けることをめざし、文部科学省と協議を進めています。

(1) 対象となる生徒

県内に居住する学齢期の生徒（中学生）であり、不登校状態である又は不登校傾向が見られる生徒（区域外就学を認めた他県の生徒は許可する）を対象とします。

(2) 授業時間数

生徒の実態に配慮し、年間の総授業時数を 1,015 時間から 770 時間程度に減らします。

ねんかんじゆぎょうじかんすう
〔年間授業時間数〕（文部科学省例）

学びの多様化学校

国語	数学	科学の時間 (社会・理科)	創造の時間 (音楽・美術・技家)	保健	英語	総合	道徳	特活	選択	合計
140	140	70	70	70	105	70	35	65	35	800

一般の学校

国語	数学	社会	理科	音楽	美術	技家	保健	英語	総合	道徳	特活	選択	合計
140	140	105	105	45	45	70	105	140	50	35	35		1015

3 市町等教育委員会対象学校説明会及び意見交換会の実施について

市町等教育委員会を対象とした県立みえ四葉ヶ咲中学校の学校概要説明と生徒（学齢期を過ぎた方・学齢期の不登校生徒（中学生））の受入れ等についての意見交換をします。

(1) 対象者

各市町教育委員会事務局夜間中学事務主管担当又は不登校生徒支援担当の課長級

(2) 実施スケジュール

- 8月上旬 第1回 学校説明会・意見交換会
(学校概要説明・生徒の受入れについての意見交換)
- 8月下旬 第2回 意見交換会
(第1回の総括・生徒の受入れについての意見交換)

(3) 実施形態

- ・対面又はオンラインのハイブリッド形態で実施します。

4 就学支援制度について

経済的理由によって、就学困難になることがないように、県立みえ四葉ヶ咲中学校の生徒（学齢期を過ぎた方・学齢期の不登校生徒（中学生））を対象とした就学支援制度について各市町と連携して検討していきたいと考えています。

(1) 対象者

各市町等教育委員会事務局夜間中学事務主管担当及び就学援助担当等の課長級を対象とします。

(2) 実施スケジュール

- 8月上旬 第1回 意見交換会
(就学支援についての説明・意見交換)
- 8月下旬 第2回 意見交換会
(第1回の総括・意見交換)

(3) 実施形態

- ・対面又はオンラインのハイブリッド形態で実施します。

5 「北勢地域の夜間中学等ニーズ調査」の実施について

県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を津市に設置することとしましたが、遠方であることなどの理由により、夜間中学への入学を希望するものの、通学することが困難な方がいることが想定されます。

そのため、令和4年度に実施した入学希望調査において「夜間中学に入学して学びたい」と回答した方が多かった北勢地域における夜間中学等ニーズ調査を実施しました。

(1) 対象者

- ・北勢地域（鈴鹿以北）公立小学校児童（6年生）、公立中学校生徒（全学年）とその保護者
- ・北勢地域（鈴鹿以北）在住、在勤の方

(2) 実施日

令和6年4月22日～令和6年5月24日

(3) 実施結果

回答総数 小中学生 2,345人（うち外国籍の方65人）
保護者及び在住、在勤の方 3,244人（うち外国籍の方26人）

（単位：人）

	小中学生	保護者及び 在住、在勤の方	合計
みえ四葉ヶ咲中学校（津市）で 学んでみたい	124 (外国籍7)	104 (外国籍2)	228 (外国籍9)
津市では遠いので、自宅から通 える場所であれば学んでみたい	346 (外国籍11)	378 (外国籍9)	724 (外国籍20)

6 校章・マスコットキャラクターデザイン募集について

県民に広く県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）の周知を図るとともに、親しみを持ち、関心を高めていただく機会とするため、学校の特色を表す校章およびマスコットキャラクターデザインを募集しています（令和6年5月24日～令和6年7月31日）。校章は、校旗などの公式なものに使用し、マスコットキャラクターは学校のPR活動に使用します。

7 広報活動及び生徒募集について

商業施設におけるイベントや学校説明会等を通じて広報活動を行うとともに、秋ごろに生徒募集を開始します。

8 みえ夜間中学体験教室「まなみえ」について

夜間中学についての理解を深めていただくとともに詳細なニーズを把握することを目的として、令和3年度から夜間中学体験教室「まなみえ」を実施しています。

(1) 開催期間・授業時間

令和6年4月24日～12月20日 18:00～20:30

(原則、津会場は金曜日、四日市会場は水曜日)

(2) 会場

津会場：県総合教育センター

四日市会場：県立北星高等学校

(3) 受講状況 (令和6年5月24日現在)

(人)

	申込者数			年代	外国に つながる方	オンライン による受講	小中 学生
	津	四日市	計				
R3	7	7	14	10～50代	7	0	
R4	10	11	21	10～50代	11	1	
R5	8	8	16	10～40代	8	3	
R6	17	15	32	10～60代	11	9	6

※夜間中学開校後を見据えて今年度から次のことに取り組んでいます。

- ・「学びの多様化学校」の指定を見据え、市町等教育委員会と連携した上での小学6年生と中学生の受け入れ
- ・授業以外に参加者全員ですごろくやクイズなどを楽しむ「まなみえタイム」の実施
- ・日本語が不安な方への個別対応
- ・大学生ボランティアの活用

7 不登校児童生徒への支援について

1 フリースクールを利用する子どもたちへの経済的支援

(1) 経緯

不登校児童生徒が増加する中、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等にもつながっていない児童生徒が約4割いることから、不登校児童生徒一人一人に応じた多様な学びの場を整備することが求められています。

その一つとしてフリースクール等（以下「FS」という。）が重要な役割を果たすとともに、学校に行きづらさを感じる児童生徒にとって選択肢の一つであることから、教育委員会とFSとの連携や、利用する子どもたちへの支援を充実させる必要があります。

(2) 制度の概要

①趣旨

不登校児童生徒等がそれぞれの居場所を確保するとともに、安全安心に活動できるよう、FSを利用している不登校児童生徒等がいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助します。

②補助対象世帯について

県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、又は県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、対象FS（④）を利用（学習塾としての利用は除く。）しようとする者がいる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯とします。

- ア 生活保護を受けている世帯
- イ 就学援助を受けている世帯
- ウ 保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
- エ 児童扶養手当を受給している世帯

③支援対象の範囲及び金額

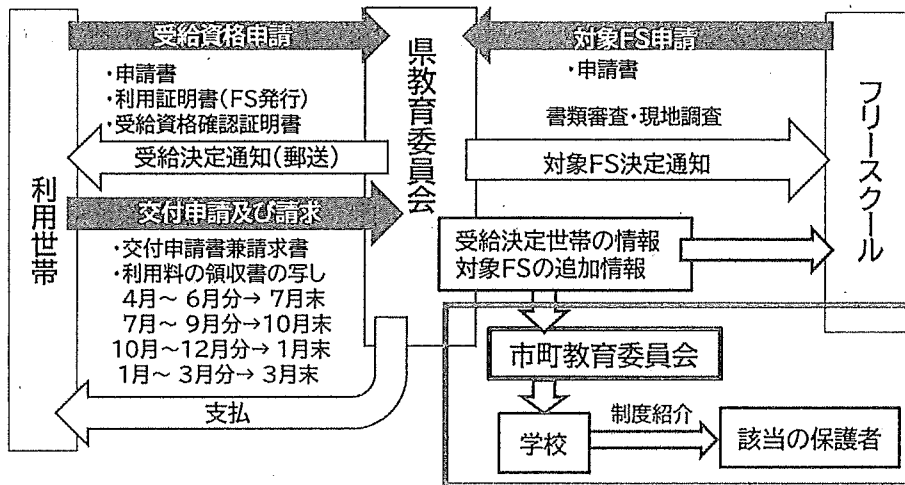
利用料の2分の1の額。児童生徒等1人につき、1カ月につき上限15,000円。

④対象FSについて

県内FSのうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ア 不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援及び教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- イ 事業実施の前年度に指導要録上、出席と認められている県内の利用者があること。
- ウ 利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等の受け入れができること。
- エ 利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
- オ 利用料を明確にし、Webページ等で広く情報提供がされていること。
- カ 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- キ その他、県教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

【制度のイメージ】



(3) 現在の状況

①対象FS (令和6年6月21日現在 14施設)

- ・あおぞらん。(津市)
- ・(株式会社) オフィス優 (四日市市)
- ・(一般社団法人) 家庭教育研究センターFACE(鈴鹿市)
- ・子どもの学び舎ワンダーYOU(鈴鹿市)
- ・サードプレイス (四日市市)
- ・スコール倭 (津市)
- ・第一学院中等部四日市キャンパス (四日市市)
- ・地立おもしろい学校 (松阪市)
- ・フリースクールいせのもり (伊勢市)
- ・フリースクール協 (玉城町)
- ・フリースクールけやき (鈴鹿市)
- ・(認定特定非営利活動法人) フリースクール三重シューレ (津市)
- ・フリースペースかめっこ (亀山市)
- ・みんなの居場所ラピュタ (鈴鹿市)

②受給決定数 (令和6年6月21日現在)

小学生 3名 中学生 2名 高校生年代 0名

(4) 今後の取組

県教育委員会が把握する対象となっていないFSに対しては、改めて事業への協力を依頼します。

また、本事業については、今後の活用状況等を把握するとともに、対象FSや市町教育委員会等から意見をいただきながら検証を行う必要があると考えています。

(5) 市町教育委員会への依頼事項

- ①対象となる家庭への事業周知
- ②受給決定者や対象FSの追加情報にかかる学校への情報共有

2 校内教育支援センターの設置促進に向けて

(1) 県内の設置状況 令和6年6月

	全校数 (A)	設置校数 (B) (B/A、%)	うち、指導員を配置 している学校数 (C) (C/B、%)	うち、設備備品が 十分な学校数 (D) (D/B、%)
小学校	341	46 (13.5)	31 (67.4)	10 (21.7%)
中学校	149	78 (52.7)	43 (55.1)	20 (25.6%)
義務教育学校	1	0 (0.0)	—	—
合計	490	124 (25.3)	74 (59.7)	30 (24.2%)

(2) 令和6年度の取組

①県事業「校内教育支援センター設置促進事業」の取組状況

県教育委員会では、国の「不登校児童生徒等の学びの継続事業」を活用し、域内の中学校に校内教育支援センターを設置したことがない市町に対して、設置する際の環境整備にかかる費用を支援しています。(令和6年6月21日現在 5市町各中学校1校分 国費1/3、県費2/3)

また、国の「補習等のための指導員等派遣事業」を活用し、令和4年度に不登校を含む長期欠席者が40名以上で、令和5年度に校内教育支援センターを設置していない中学校がある市町や、設置しているものの指導員が配置されていない中学校がある市町を対象に指導員を配置する費用を支援しています。(令和6年6月21日現在 5市町各1名分 国費1/3、県費2/3)

②国事業「不登校児童生徒等の学びの継続事業」の市町の活用状況

国の「不登校児童生徒等の学びの継続事業」は各市町も実施主体として対象となることから、現在、7市町が、国から直接支援を受けているところです。(国費1/3)

(3) 今後の取組について

①県事業「校内教育支援センター設置促進事業」の追加募集について

県事業については、想定件数を下回っていることから、要件の見直し等を行ったうえで、7月下旬に追加募集を行います。

環境整備	(既配分額 1,727千円 未配分額 2,107千円)
指導員配置	(既配分額 4,355千円 未配分額 5,288千円)

②国事業「不登校児童生徒等の学びの継続事業」の追加募集

文部科学省より「不登校児童生徒等の学びの継続事業」の追加募集の案内があり、令和6年5月1日付けで、各市町等教育委員会事務局生徒指導主管課長宛て案内をしているところです。新たな校内教育支援センターの設置、事業活用の検討をお願いいたします。

また、本事業の継続や対象の拡大、補助率の引き上げについて、国に要望してまいります。

県への提出期限：令和6年7月24日(金)	提出先：三重県教育委員会生徒指導課
国への提出期限：令和6年7月31日(水)	国へは県教育委員会生徒指導課から申請
交付内定：令和6年8月中旬から下旬	
交付決定：令和6年9月下旬	事業開始

8 中学校における部活動の地域連携・地域移行について

1 令和5年度末までの各市町における進捗状況について

令和5年度末までにほとんどの市町において、部活動の地域移行について検討する協議会が設置されており（令和6年度中にはすべての市町で設置予定）、「指導者の確保」「運営団体・実施主体の整備」「費用負担」などの課題について検討が進められています。また、各市町のガイドライン・方針および教員の兼職兼業に係る要綱の策定についても進められています。

【1部活動でも地域連携・地域移行を実施している中学校数及び市町数】

	運動部	文化部	市町
地域連携のみ 実施している	60	37	11
地域移行のみ 実施している	5	0	2
地域連携・地域移行 どちらも実施している	41	13	10
小計	106	50	23
地域連携・地域移行 どちらも実施していない	42	98	6
合計	148	148	29

（令和5年度市町担当者アンケートより）

2 令和6年度の取組について

（1）県の取組

①指導者の確保

各市町との担当者会議で常に重要課題にあがる「指導者の確保」について、県では、部活動の地域連携・地域移行に携わる指導者を募り、その情報を市町と共有する地域人材バンクを令和6年度内に構築します。人材バンクの構築にあたっては、県競技団体及び市町担当課を通じて競技団体や文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）等に周知するとともに、県広報等も活用し、広域的な人材確保につながるよう取り組みます。

②運営団体・実施主体に向けた支援

学校や市町だけではなく、実施主体である総合型クラブ等との連携も強化し

ていく必要があるため、部活動のあり方検討委員会のメンバーに総合型クラブから新たに2名参画いただき、実施主体としての意見を反映させた取組を検討していきます。

また、部活動改革コーディネーターが市町及び総合型クラブ等を訪問し、双方の課題解決に向けた助言を行うとともに、地域移行に向けた好事例や地域移行後の自立に向かったの先進事例の情報共有等を行います。

【実証事業における好事例】令和5年度志摩市の取組

I 運営主体：総合型クラブ

II 種目：サッカー

III 特徴：市内6校のうち5校の生徒が総合型クラブへ参加。1校は部活動として活動。

休日に総合型クラブと中学校部活動が合同練習等を実施。

IV 成果：学校部活動とモデル事業として地域移行している総合型クラブが休日に合同練習することで、学校部活動の募集停止で活動の機会を失うのではなく、希望する子どもが活動できる場が確保できるという形を生徒や保護者、活動を希望する児童に向けて実際の活動を通じて周知できたこと。

V 工夫：行政職員がコーディネーターとなることで、学校側が安心して総合型クラブと関わることができるよう努めたこと。

【今後の注目の取組】令和6年度伊勢市の取組

I 運営主体：市内の大学

II 種目：陸上競技、硬式野球（実施種目は予定）

III 特徴：大学生が指導者となり、市内の中学生を対象に体験教室を実施する。

IV 期待できる点：若い指導者の掘り起こしにもつながる活動であるという点。
また、以前から小学生向けの体験教室も実施しているため、子どもたちが将来的に活動できる場を確保することにもつながり、多世代の活動という部分も期待できる。

③市町へのサポート

29市町へのアンケートによると、生徒数や経費の面をから、14市町が近隣市町と連携して地域移行を進めていくことが必要であると考えています。しかしながら、現時点では近隣市町との情報共有や協議を実施しているのは4市町に留まっています。

そのため、本年度は県が主催する各市町との担当者会議において、連携希望

市町をマッチングして、意見交換会を行います。

また、国実証事業の対象外で、市町が実施する地域移行を見据えた地域連携などの取組を補助する「部活動の地域移行スタートアップ補助事業」は現在、2次募集を行っています。

④情報発信

部活動の地域連携・地域移行については、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を大前提として、「地域の子どもたちを地域で育てる」という子どもたちのための取組であるということを県民に理解されることが必要です。そのため県広報やメディア等を活用し、広く情報発信を行います。

(2) 国の取組

地域スポーツクラブ等が学校を拠点に活動できるよう、スポーツ庁は、各市町に「部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金」(補助率1/3)の活用を呼び掛けています。当該補助金は、地域スポーツクラブ等が学校をスムーズに利用できるようにするための門や通路の新設・改修や体育館等の扉にスマートロックを設置する等、ハード面の整備に利用することができます。

また、国の実証事業は、7市町(令和5年度4市町)で実施します。

(3) 関係団体の取組

公益財団法人三重県スポーツ協会(以下、スポーツ協会)が県スポーツ推進局から委託を受け、中学校の部活動の地域移行に対する取組を行っています。

①体験会事業

県内総合型クラブが実施する、中学生向けの体験会に対して支援を行っています。

- ・実施クラブ数 10クラブ(見込み)
- ・開催予定種目 陸上、サッカー、バスケットボール、バドミントン、テニス、卓球、軟式野球

②研修会事業

現在、部活動の受け入れを行っている総合型クラブや今後受け入れを予定している総合型クラブが開催する研修会を支援しています。また、先進的な取組を実施している県内外の総合型クラブへの視察を支援します。

- ・研修会実施クラブ数 4クラブ

③養成事業（資格取得の支援）

県内各クラブへアシスタントマネージャー、クラブマネージャーの資格取得希望者の照会を行っています。

また、スポーツ協会のネットワークを活用し、県主催のスポーツコーチングリーダー養成講習会の周知を行っています。

- ・受講者数（県主催のスポーツコーチングリーダー養成講習会）18名

〈参考〉

令和6年度の地域連携・地域移行の予定

運動部 1268 (R5) 文化部 314 (R5)

	運動部		文化部	
	R5	R6から新規	R5	R6から新規
地域連携	212	251(+39)	37	45(+8)
地域移行	99	219(+120)	12	14(+2)

(R5の地域連携・地域移行数については、両方実施している部を含む)

9 初任者研修における研修時間等の変更について

1 令和8年度以降の初任者研修の変更点について

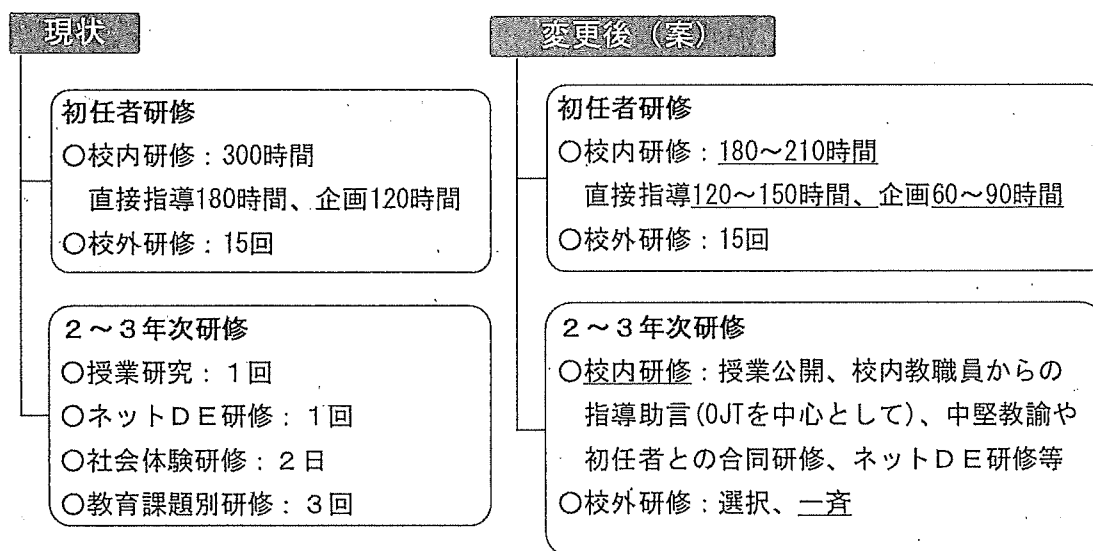
(1) 校内研修時間の変更

初任者研修の校内研修は、年 300 時間で実施しています。法改正（「3 変更の理由」参照）をふまえ、令和8年度より、この校内研修を年 180～210 時間（案）に変更していきます。

(2) 若手育成・支援に係る研修の一体化

採用前から教職 2～3 年次研修等の期間を含めて、若手教員に対する一体的な研修、支援の充実をはかります。

<変更のイメージ>



2 初任者研修の経緯

初任者研修は、昭和 63 年に教育公務員特例法等の改正により創設され、新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、幅広い知見を修得させることを目的とし平成元年度から本格的に実施されています。校内研修については、平成 15 年から拠点校方式が導入されましたが、時間枠についてはこれまで変更はありませんでした。一方、校外研修については、平成 26 年以降、教員の児童生徒と向き合う時間の確保のため、回数を大幅に減じて新たに教職 2～3 年次研修を新設する等、複数回の変更を経ています。

<初任者研修に係る主な変更>

H 1	①校内研修 300 時間、校外研修を 25 日実施
H15	②拠点校方式導入
H26	③校外研修 17 日 教職 2～3 年次研修新設
H31	④校外研修のカウント方法変更 17 日 → 17 回
R 2	⑤校外研修 17 回 → 15 回

3 変更の理由

- (1) 校内研修については、現在、初任者 4 人に対して拠点校指導教員 1 人を配置していますが、平成 29 年度の法改正^{※1}により、この拠点校指導教員が基礎定数化されることになりました。新たな配置基準では、初任者 6 人に対して指導教員 1 人です。
- (2) 文部科学省から、平成 30 年に発出された「初任者研修の弾力的実施について（通知）」^{※2}により、各地の若手教員に対する研修の実施状況をふまえ、校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力的に設定し改善することが求められています。

※1 「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文科初第 1854 号）→資料 1

※2 「初任者研修の弾力的実施について（通知）」（平成 30 年 6 月 26 日付け 30 文科初第 493 号）→資料 2

4 今後の進め方

令和 8 年度を試行期間とし、令和 9 年度の本格実施に向けて、現行の教職 2～3 年次研修を含め、若手育成支援のための研修・支援のあり方を検討していきます。

<当面の主な予定>

- 7 月：市町等初任者研修担当者説明会
- 7～9 月：市町等への聞き取り
- 9 月、2 月（予定）：初任者研修実施協議会

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知) (28 文科初第 1854 号 平成 29 年 3 月 31 日) (抜粋)

このたび、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 5 号)」(以下「改正法」という。)が、本年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、子供をめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校の指導・運営体制を強化するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、学校の機能強化を一体的に推進することが重要であることから、公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正するとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、共同学校事務室の規定の整備、学校運営協議会の設置の努力義務化、地域学校協働活動の実施体制の整備等の措置を講ずるものです。

(中略)

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正(改正法第 1 条)、同法施行令の一部改正(改正令第 1 条)及び大臣の定めの一部改正

1 改正の概要

① 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

エ 初任者研修を受ける教諭等 6 人につき教員 1 人を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第 7 条第 1 項第 7 号関係)

(中略)

② 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等の数の標準の改正

イ 初任者研修を受ける教諭等 6 人につき 1 人の教員を算定する基準を新設すること。(義務標準法新第 11 条第 1 項第 6 号関係)

(中略)

④ 教職員定数の標準に関する経過措置

都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数又は都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準については、平成 38 年 3 月 31 日までの間は、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めるものとする。

(改正法附則第 2 条関係)

(中略)

2 留意事項

⑤ 初任者に対する研修の実施に当たっては、今回の改正により新設される基礎定数に基づく指導教員の配置を含め、効果的な研修の実施に必要な体制の構築に努めること。

(後略)

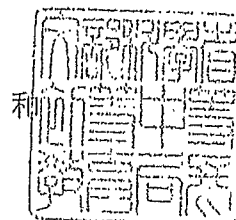
30文科初第493号
平成30年6月26日



各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長

殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道利



(印影印刷)

初任者研修の弾力的実施について（通知）

若手教員の時期は、学び続ける教員としての基礎を培う重要な時期であり、その時期に法定研修として実施されている教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条に基づく初任者研修は、その制度創設以来、各任命権者等の御尽力により、初任者研修を受ける公立の小学校等の教諭等（以下「初任者」という。）の資質能力の向上に関して有効に機能してきたところです。

こうした中で、教職生涯を通じた教員の資質能力の向上という観点からは、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の施行に伴い、任命権者が校長及び教員としての資質の向上に関する指標を定めるとともに、研修を体系的かつ効果的に実施するための教員研修計画を定めることとされたところであり、このことを受け、各地域においては、初任者研修をはじめとした若手教員に対する研修の充実が図られることが期待されています。

また、国においては、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の施行に伴い、初任者研修に係る教員定数の基礎定数化を図り、初任者に対する指導体制が安定的に整えられるよう努めているところです。

近年、各地域においては、別紙のようなベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員の指導や助言を行ったり、授業研究等を行ったりしながらチーム内で学び合う中で若手教員を育成するいわゆるメンター方式による校内研修といった工夫も見られるところです。また、多くの地域においては、若手教員の育成の強化を図るため、初任者研修のみで若手教員の研修を終えるのではなく、2年目研修や3年目研修を実施するなど若手教員のための研修を継続して実施する取組が行われてきています。

また一方、初任者の側については、以前より臨時的に任用された講師等としての教職経験を積んだ後に採用される者がおり、また、その教職経験も人により様々であること、近年ではほぼ全都道府県に設置された教職大学院を修了して採用される者も増えていることのほか、一部の地域においては、教員志望の学生を対象にして、初任者の円滑な入職や必要最低限の実践力獲得のためにいわゆる「教師養成塾」が行われているなど、初任者の教職に関わる背景事情が多様化してきています。

初任者研修の実施に関しては、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（平成27年12月中央教育審議会）において、「初任者研修の弾力的な運用を可能にするよう現在の初任者研修の運用方針を見直すことが必要である」旨の提言がなされているところであり、以上のような状況を踏まえ、初任者研修の実施に当たっては、入職前、入職後を通して組織的かつ継続的に若手教員の育成が図られるよう、下記のことについて留意し、必要な改善を図っていただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して本件の周知をお願いします。

記

1 校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的設定

初任者研修における研修時間・日数の目安としては、従前、文部科学省より、校内研修については週10時間以上、年間300時間以上、校外研修については年間25日間以上等を都道府県教育委員会等に対して会議等で周知してきたところである。

このことについて、各地域における初任者研修を含めた若手教員に対する研修全体の実施状況等を踏まえ、初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力的に設定することが考えられること。

2 教職大学院修了者等に対する個別的対応

- (1) 教職大学院修了者について、当該教職大学院における学修の成果を踏まえ、初任者研修の実施に当たり、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しない、又は一般の初任者が受ける内容よりも高度な研修を実施するなどの対応が考えられること。
- (2) 採用前に臨時的に任用された講師等としての勤務経験を有する者について、当該講師等としての勤務期間において受けた研修等の成果を踏まえ、初任者研修の実施に当たり、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しないなどの対応が考えられること。このことに関連して、必要に応じ、臨時的に任用された講師等に対する研修の充実についても併せて検討していただきたいこと。

(3) いわゆる「教師養成塾」など、採用前の者に対して計画的に行われる、教員としての資質能力の向上を図るための取組における学びの成果を踏まえ、当該学びを行った者について、初任者研修の実施に当たり、一般の初任者が受ける内容の一部を実施しないなどの対応が考えられること。その際、上記のような入職前の学びへの参加は当然に受講者の任意によるべきものであり、義務的なものと受け取られることのないよう留意すること。

3 校内研修における指導に係る教員定数の効果的活用と体制の工夫

義務教育諸学校における初任者に対する校内研修の指導体制については、従前、地域に初任者研修の拠点校を設け、その学校に初任者指導教員を配置し、当該教員が拠点校を含む地域の複数の学校に分散して配置されている初任者の指導に当たる「拠点校方式」を前提として教員定数の加配措置を行ってきたところである。

初任者研修に係る教員定数の基礎定数化（2026年度までに漸次実施）については、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成29年3月31日付け28文科初第1854号）において留意事項等を示してきたところであるが、この基礎定数については、拠点校方式による初任者のみを対象とした指導に係る活用に加え、例えば、前述のようなチーム内で学びあう中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式における研修コーディネーターとしての活用等も可能であること。このことも踏まえ、それぞれの地域の実情に応じ、初任者を効果的に育成するための体制を工夫していただきたいこと。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教職員課研修支援係

Tel : 03-5253-4111 (内線 2986)

10 令和6年度「三重の教育談義」の開催について

1 開催趣旨

県教育委員会、市町等教育委員会、公立小中学校及び県立学校等の教育関係者が、共通の課題意識のもとに、子どもたちの目線に立った教育実践と学校づくりを進めていくため、「三重の教育談義」を開催し、三重の教育のあり方をともに考える機会とします。

2 主催

三重県教育委員会、三重県市町教育委員会連絡協議会

3 対象

県教育委員会（教育委員、教育長、事務局職員）、
市町等教育委員会（教育委員、教育長、事務局職員）、
小中県立学校長、小中県立学校PTA役員 等

4 日程

令和6年11月7日（木）14時00分から16時30分まで（予定）

5 会場

三重県総合文化センター 中ホール（津市一身田上津部田1234番地）

6 プログラム（予定）

13時30分～14時00分 受付
14時00分～14時20分 教育功労者表彰
14時20分～14時30分 休憩
14時30分～14時35分 教育長あいさつ
14時35分～16時05分 講演会
16時05分～16時25分 質疑
16時25分～16時30分 閉会

7 講演会

講師：武蔵野大学 ウェルビーイング学部 学部長・教授
慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科教授
前野 隆司（まえの たかし）氏
講演テーマ：「学校教育におけるウェルビーイング（仮）」



《講師紹介》

山口県出身。1984年東京工業大学卒業、1986年同大学修士課程修了。キヤノン株式会社、カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員、ハーバード大学訪問教授等を経て現在、武蔵野大学ウェルビーイング学部長・教授。慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授兼務。

<著書>

『ディストピア禍の新・幸福論』（2022年 プレジデント社）『ウェルビーイング』（2022年 日本経済新聞出版）『幸せな職場の経営学』（2019年 小学館）『幸せのメカニズム』（2013年 講談社）など他多数

前野氏は、日本におけるイノベーション教育の先駆者、幸福学の第一人者と言われており、幸せのデザインとそのマネジメントについて研究されています。2024年4月には、武蔵野大学に創設された日本初となるウェルビーイング学部の学部長に就任され、一人ひとりの多様な幸せを創造していく人材の育成を担っておられます。

氏は、幸せな職場が「ウェルビーイングな組織」だと考えており、自己肯定感を育むうえで、やりがいや心理的安全性は欠かせないとしています。また、学校教育については、「先生こそ仲良く働き、夢をもってチャレンジしなければいけません。自分たちができてないのに子どもたちができるはずがありません」と述べており、幸せな学校を実現していくためには、心理的安全性を促す調和型リーダーが必要だとしています。

教職員や子どもにとって何が「幸せ」か、どうすれば「幸せ」になれるのか、管理職として「幸せな学校」をどうつくっていけばよいのかについてご講演いただくことで、ウェルビーイングな学校づくりの取組や管理職のリーダーシップについて示唆をいただきます。

※会場にて講演いただきます。

1 1 令和7年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 県立高等学校募集定員の策定

県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、公私立高校の役割分担や各地域における設置数・学校規模、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、公私立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議しています。

[提言の要点]

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。

2 令和7年度県立高等学校募集定員総数の策定

(1) 令和7年3月中学校卒業見込み人数

令和7年3月の県内の中学校卒業生数は、令和6年3月の卒業生数 15,891 人に比べ 179 人減少し、15,712 人となることが見込まれます。

(2) 全日制課程

ア 県内全日制高校入学見込み人数

県立高等学校全日制課程募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数に、全日制計画進学率（来春の中学校卒業生のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）と流出入率（全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて算出しています。

① 令和7年3月中学校卒業見込み人数 15,712 人 (▲179)

② 全日制計画進学率 88.8% (▲0.5)

卒業年月	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
12月希望	91.4%	90.8%	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%	88.0%	87.8%
実績進学率	90.1%	89.8%	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%	87.2%	86.6%
88.8%								

※令和4年度募集定員総数の策定までは、中学校3年生の12月進路希望状況調査の5か年平均値を使用。

※近年、計画進学率と実績進学率との差が大きくなっていったことから、公私比率等検討部会での協議をふまえ、令和5年度（前年度）から次のとおり変更。

【令和5～7年度】1～4年前の進路希望調査と5年前の実績進学率の5か年平均値

【令和8年度以降】1～3年前の進路希望調査と4,5年前の実績進学率の5か年平均値

③ 令和7年度全日制高校進学見込み人数 (①×②) 13,952 人 (▲240)

④ 流出入率 98.6% (±0.0)

卒業年月	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
流出入率	98.6%	98.0%	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%	98.6%	98.7%
98.6%								

※ (県内全日制高校入学者数) ÷ (全日制高校進学者数) を過去5か年平均した値。

⑤ 令和7年度県内全日制高校入学見込み人数 (③×④) 13,757 人 (▲236)

イ 県立高等学校全日制募集定員総数

県立高校と私立高校の募集定員を合計した募集定員総数は、各地域における全日制高校入学見込み人数の増減や、提言に示された令和9年度までの各地域の公私比率の方向性をふまえ策定します。

募集定員総数は、全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものであり、その人数は過度な競争を避けるため、公私協の協議において2桁までとすることとしています。

令和7年度の県立高等学校の募集定員総数は、公私協における協議をふまえ、前年度の10,440人に比べ200人少ない10,240人としました。

令和7年度県立高等学校全日制募集定員総数 10,240人 (▲200)

《参考》

- ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 3,565人 (▲15)
- ・ 公私比率 県立：私立＝74.4%：25.9%
(▲0.2：+0.3)
- ・ 重なり $10,240 + 3,565 - 13,757 = 48$ 人 (+21)
0.3% (+0.1)

(3) 定時制課程

前年度と同数の770人を募集することとしました。

(4) 通信制課程

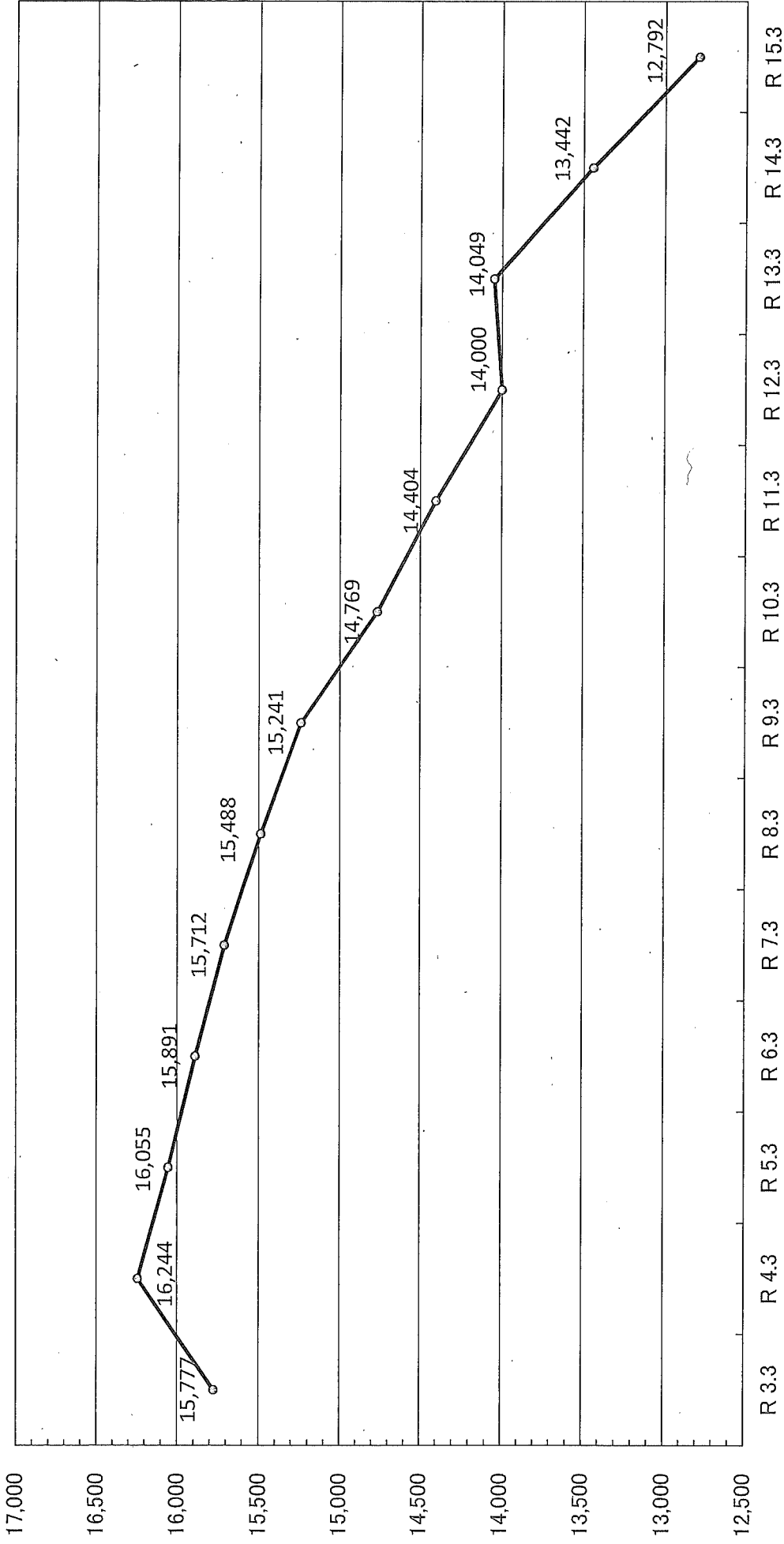
前年度と同数の500人を募集することとしました。

(5) 各県立高等学校の募集定員

各県立高等学校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分にとることができるよう、毎年度夏休み前の7月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和6年5月1日 教育政策課調べ



中学生の卒業年月

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和6年5月1日 教育政策課調べ

	R 3.3 卒業	R 4.3 卒業	R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 現中3	R 8.2 現中2	R 9.3 現中1	R 10.3 現小6	R 11.3 現小5	R 12.3 現小4	R 13.3 現小3	R 14.3 現小2	R 15.3 現小1
桑名													
卒業生数	1,941	1,972	1,979	1,956	1,985	1,930	1,931	1,889	1,846	1,819	1,762	1,732	1,638
前年度対比		31	7	-23	29	-55	1	-42	-43	-27	-57	-30	-94
R6.3対比					29	-26	-25	-67	-110	-137	-194	-224	-318
四日市													
卒業生数	3,418	3,649	3,437	3,422	3,446	3,436	3,344	3,308	3,232	3,039	3,187	3,075	2,926
前年度対比		231	-212	-15	24	-10	-92	-36	-76	-193	148	-112	-149
R6.3対比					24	14	-78	-114	-190	-383	-235	-347	-496
小計													
卒業生数	5,359	5,621	5,416	5,378	5,431	5,366	5,275	5,197	5,078	4,858	4,949	4,807	4,564
前年度対比		262	-205	-38	53	-65	-91	-78	-119	-220	91	-142	-243
R6.3対比					53	-12	-103	-181	-300	-520	-429	-571	-814
鈴鹿													
卒業生数	2,259	2,409	2,221	2,413	2,267	2,255	2,218	2,117	2,110	2,096	2,066	1,888	1,783
前年度対比		150	-188	192	-146	-12	-37	-101	-7	-14	-30	-178	-105
R6.3対比					-146	-158	-195	-296	-303	-317	-347	-525	-630
津													
卒業生数	2,586	2,520	2,655	2,636	2,535	2,524	2,435	2,419	2,375	2,303	2,288	2,237	2,201
前年度対比		-66	135	-19	-101	-11	-89	-16	-44	-72	-15	-51	-36
R6.3対比					-101	-112	-201	-217	-261	-333	-348	-399	-435
伊賀													
卒業生数	1,429	1,455	1,421	1,408	1,437	1,358	1,364	1,321	1,272	1,217	1,182	1,156	1,076
前年度対比		26	-34	-13	29	-79	6	-43	-49	-55	-35	-26	-80
R6.3対比					29	-50	-44	-87	-136	-191	-226	-252	-332
小計													
卒業生数	6,274	6,384	6,297	6,457	6,239	6,137	6,017	5,857	5,757	5,616	5,536	5,281	5,060
前年度対比		110	-87	160	-218	-102	-120	-160	-100	-141	-80	-255	-221
R6.3対比					-218	-320	-440	-600	-700	-841	-921	-1,176	-1,397
大阪													
卒業生数	1,801	1,844	1,934	1,856	1,879	1,825	1,803	1,754	1,586	1,611	1,626	1,604	1,490
前年度対比		43	90	-78	23	-54	-22	-49	-168	25	15	-22	-114
R6.3対比					23	-31	-53	-102	-270	-245	-230	-252	-366
伊勢													
卒業生数	1,827	1,879	1,925	1,727	1,748	1,715	1,713	1,560	1,556	1,571	1,527	1,425	1,338
前年度対比		52	46	-198	21	-33	-2	-153	-4	15	-44	-102	-87
R6.3対比					21	-12	-14	-167	-171	-156	-200	-302	-389
尾鷲													
卒業生数	242	248	220	213	182	197	194	155	164	140	153	138	123
前年度対比		6	-28	-7	-31	15	-3	-39	9	-24	13	-15	-15
R6.3対比					-31	-16	-19	-58	-49	-73	-60	-75	-90
熊野													
卒業生数	274	268	263	260	233	248	239	246	263	204	258	187	217
前年度対比		-6	-5	-3	-27	15	-9	7	17	-59	54	-71	30
R6.3対比					-27	-12	-21	-14	3	-56	-2	-73	-43
小計													
卒業生数	4,144	4,239	4,342	4,056	4,042	3,985	3,949	3,715	3,569	3,526	3,564	3,354	3,168
前年度対比		95	103	-286	-14	-57	-36	-234	-146	-43	38	-210	-186
R6.3対比					-14	-71	-107	-341	-487	-530	-492	-702	-888
県内合計													
卒業生数	15,777	16,244	16,055	15,891	15,712	15,488	15,241	14,769	14,404	14,000	14,049	13,442	12,792
前年度対比		467	-189	-164	-179	-224	-247	-472	-365	-404	49	-607	-650
R6.3対比					-179	-403	-650	-1,122	-1,487	-1,891	-1,842	-2,449	-3,099